

注 文 書

1 契約番号 2026000044

2 件 名 自家用電気工作物保安管理業務（大崎市古川保健福祉
プラザ）

3 場 所 大崎市古川三日町二丁目 5 番 1 号

4 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

5 添付書類

(1) 仕様書

(2) 参考明細書

6 担 当 課 大崎市民生部健康推進課

自家用電気工作物保安管理業務（古川保健福祉プラザ）仕様書

1 一般事項

- (1) 業務の委託を受けようとする者は、電気事業法施行規則第 52 条の 2 第 1 項第 1 号のイからヘまでの全ての要件を満たす個人事業者又は同条第 2 号のイからヘまでの全ての要件を満たす法人であることを証明する書類を提出すること。
- (2) 業務の委託を受けようとする者は、本自家用電気工作物の外部委託承認後の電気事業法施行規則第 52 条の 2 第 2 号ハに係る「換算係数の総和」が経済産業省告示第 249 号（平成 15 年 7 月 1 日）により定める 33 以下であることを証する書類を提出すること。
- (3) 業務の委託を受けた者は、経済産業省告示第 249 号（平成 15 年 7 月 1 日）により定められたとおり委託業務を実施すること。
- (4) 業務の委託を受けた者は、低圧電路の絶縁状態を常時監視し監視箇所に自動的に通報する装置を設置するとともに、警報を受信した場合の応動基準を定め、基準に基づく応動をすること（監視装置及び応同に関して、発注者の費用負担なし）。
- (5) 業務の委託を受けた者は、停電による点検は年 1 回以上とし、臨時点検においては必要的都度行うこと（発注者の費用負担なし）。

ただし、低圧電路の絶縁状態の的確な監視が可能な装置を有する場合は、低圧電路の絶縁測定を省略できるものとする。また、停電が困難な場合、一定の条件を満たした設備は部分放電放出等による絶縁診断に替えることが出来る。

2 委託業務の設備ならびに実施方法

- (1) 点検の設備については次のとおりとし、業務の実施は上記 1-(1) の他「保安規程」に定められた事項及び「点検試験基準」に基づいて実施すること。

事 業 場 名	大崎市古川保健福祉プラザ		
所 在 地	宮城県大崎市古川三日町二丁目 5 番 1 号		
需 要 設 備	容量	3 2 5 kVA	電圧 6, 600 V
非常用 予 備 発 電 装 置	容量	1 2 5 kVA	電圧 200 V

- (2) 委託業務の実施にあたり必要とする機器等は、電気設備に関する技術基準を定める省令（通商産業省令第 52 号平成 9 年 3 月 27 日）第 5 条「電路の絶縁」第 58 条「低圧

電路の絶縁性能」及び第10条「電気設備の接地」に関する部分において測定値が正しいことの精度管理を定期的に行い、管理記録を保管すること。

また、管理記録は発注者の求めに応じ、速やかに提出するものとする。

(3) 点検報告書は実施後契約担当者に提出し、業務実施状況の確認を受けること。

3 事故発生時の措置

- (1) 電気工作物に事故が発生した場合、応急措置等の指導及び事故原因の究明に協力し、取るべき措置の指導、助言を行うこと。また、必要に応じて精密点検（臨時点検）を実施するものとする（発注者の費用負担なし）。
- (2) 電気工作物に事故が発生した場合の連絡体制を明示するとともに、原因究明のため必要な機材を装備すること。
- (3) 電気事業法第106条の規定に基づく電気事故報告書の作成及び手続きの指導を実施すること（発注者の費用負担なし）。

4 監督官庁（経済産業省）への対応

- (1) 監督官庁（経済産業省）による立入検査に対する指導助言を行うとともに検査立会いを行うこと（発注者の費用負担なし）。
- (2) 電気事業法改正等の周知を行うとともに提出書類等の提出の指導助言を行い、提出の際は委託者の事前承認を得ること。

5 業務従事者等

- (1) 業務の実施は受託契約者が行う章とともに常に身分証明書を携帯し、委託者から提出を求められた場合はそれを提示すること。
- (2) 業務の実施に当たっては労働安全衛生規則を尊守すること。また、特に高圧電気設備の作業に当たっては労働安全衛生規則第350条「電気工事を行う場合の作業指揮等」、第351条「絶縁保護具の定期自主検査」に基づいた作業、装備で行うこと。

6 被災者等の雇用について

本業務の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

7 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請けさせ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請け若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

8 長期継続契約の該当について

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当するため、以下の点に留意すること。

- (1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、契約の変更又は解除をすることができるものとする。
- (2) 発注者は、前項の規定によりこの契約の変更又は解除をした場合において、受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

9 代金の支払方法

代金の支払いについては年1回とする。

10 その他

委託実施において疑義が生じたときには、両者協議のうえ決定する。

事業場名	大崎市古川保健福祉プラザ						
所在地	大崎市古川三日町二丁目5番1号						
需要設備	容量	325 kVA	電圧	6,600 V			
非常用予備発電装置	容量	125 kVA	電圧	200 V			
使用月	通年		季節	月～日			
定例例	範囲	<p>① 定期的に行う点検の周期は次のとおりとし、巡視点検、測定及び試験の結果、経済産業省令に定める技術基準の規定に適合しない事項があるときは、必要な指導、助言を行うものとする。</p> <p>a 月次点検：需要設備2か月1回</p> <p>b 年次点検：1年1回</p> <p>c 臨時点検：必要な都度</p> <p>② 電気工作物の事故発生の場合は、応急措置等を指導するとともに、事故原因の究明に協力し、再発防止につき、とるべき措置を指導、助言し、必要に応じ臨時点検を行い、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指導を行うものとする。</p> <p>③ 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行う。</p>					
業務務	手数料	支払金額	36か月分計金 (消費税及び地方消費税を含む。)	円 令和8年度 金 円 令和9年度 金 円 令和10年度 金 円			
	支払方法	前払に係る割引率を適応させるため、各年1回払いとする。					
	保安業務担当者	乙は、保安業務従事者の要件に該当している者から保安業務担当者を指名し、「委託契約の相手方が電気事業法施行規則第52条の2の要件に該当することを証する書類」により氏名等を明確にすること。					
定例業務以外の業務	<p>① 他から移動して非常用予備発電装置を設置する場合は、甲は乙の検査及び指導を得て運転を行うものとする。</p> <p>② 上記の他、定例業務以外の業務は、定例業務手数料とは別に手数料と消費税等を申し受けて行うものとする。</p> <p>③ 定例業務以外の業務は、工事中点検、竣工検査、手続指導業務、技術業務及びその他業務をいう。</p>						
手数料の変更	経済情勢の変動その他やむを得ない事由がある場合は、甲乙協議のうえ、保安業務手数料を変更することができる。						
契約の解除	<p>① 甲又は乙のいずれか一方が、この契約に基づく義務に違反し、他の方が契約の本旨に従って業務が遂行できないと認める場合は、他の方はこの契約を解除することができるものとする。</p> <p>② 甲が手数料の支払いを遅延した場合は、乙は、この契約を解除することができるものとする。</p> <p>③ 前各項に係わりなく契約の有効期間内に甲乙いずれかの都合により契約を解除する場合は、1か月前までに、その旨を文書により通知するものとする。</p>						
契約期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。						
その他の	この契約に定めていない事項は、前文諸規程によるほか、甲乙の協議によって定めるものとする。						

参考明細書

No.	名称	数量	単位	単価	金額	摘要
1	自家用電気工作物保安管理業務	3	年			
	合計					
	消費税(10%)					
	見積総計					